「福井市立地適正化計画」に基づく届出制度のご案内

一定規模以上の住宅の立地を計画されている皆さまへ

本市では、都市再生特別措置法に基づき、２０１７年３月３１日に都市機能誘導区域及び誘導施設を定めた「福井市立地適正化計画」を策定、公表し、２０１９年３月２９日には、居住誘導区域を定め、本計画を改訂、公表しました。

本計画は、本格的な人口減少・超高齢社会においても、これまでどおりの暮らしやすさが維持された持続可能な都市づくりを進めることを目的としています。

これに伴い、**居住誘導区域外**（福井市立地適正化計画区域（福井都市計画区域）内に限る。）において、以下に該当する行為を行う場合、これらの行為に**着手する日の３０日前**までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。ご理解とご協力をお願いします。

居住誘導区域とは・・・

・人口減少の中にあっても、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、一定の範囲において人口密度を維持する区域のことです。（区域は裏面をご確認ください。）

■届出の対象となる行為

・**居住誘導区域外**で行う以下の行為

【開発行為】

①３戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為※１

②１戸又は２戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が１，０００㎡以上のもの

【建築行為】

①３戸以上の住宅を新築しようとする場合

②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して３戸以上の住宅とする場合

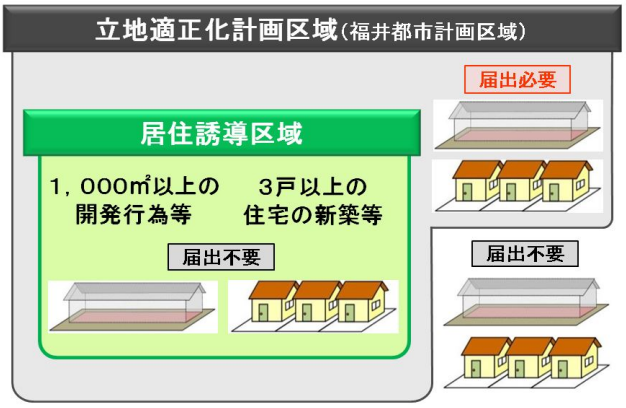

■住宅の届出イメージ

※１：住宅戸数が３戸以上の場合は、土地の面積に関わらず対象

■届出の対象となる住宅

①一戸建て住宅

②長屋

③共同住宅※２

④兼用住宅

※２）サービス付き高齢者向け住宅、社宅について、実態に応じて建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として届出の対象となります。

■居住誘導区域境界の取扱い

・居住誘導区域の内外に渡り、一体的な開発・建築等を行う土地が含まれている場合は、居住誘導区域内にあるものとして取り扱います。

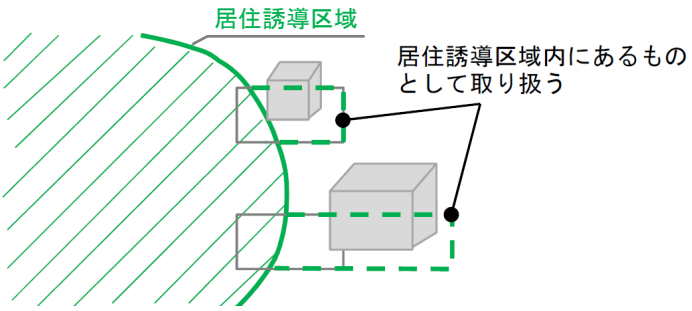

■居住誘導区域境界のイメージ

【お問い合わせ先】福井市　都市戦略部　都市計画課　（※届出の様式などは福井市ＨＰからも入手できます。）
TEL:0776-20-5450 ／ FAX：0776-20-5453 ／ E-mail:tosi@city.fukui.lg.jp

■手続きの流れ

事前相談
（区域、対象施設等の確認）
→ **法定の届出**
（行為着手の３０日前まで）
→ 開発許可申請
建築確認申請
→ **開発・建築等、休廃止の行為の着手**

■手続きにあたって

・届出は、１部提出してください。受領後、市から受理通知書を交付します。（**様式５～７をご使用ください。**）
・届出に係る事項に変更が生じた場合は、変更に係る行為に着手する３０日前までに届出をしてください。
・開発行為時に届出を行った場合でも、届出の対象となる建築行為を行う際は、着手前に届出が必要です。

≪ 居住誘導区域 ≫

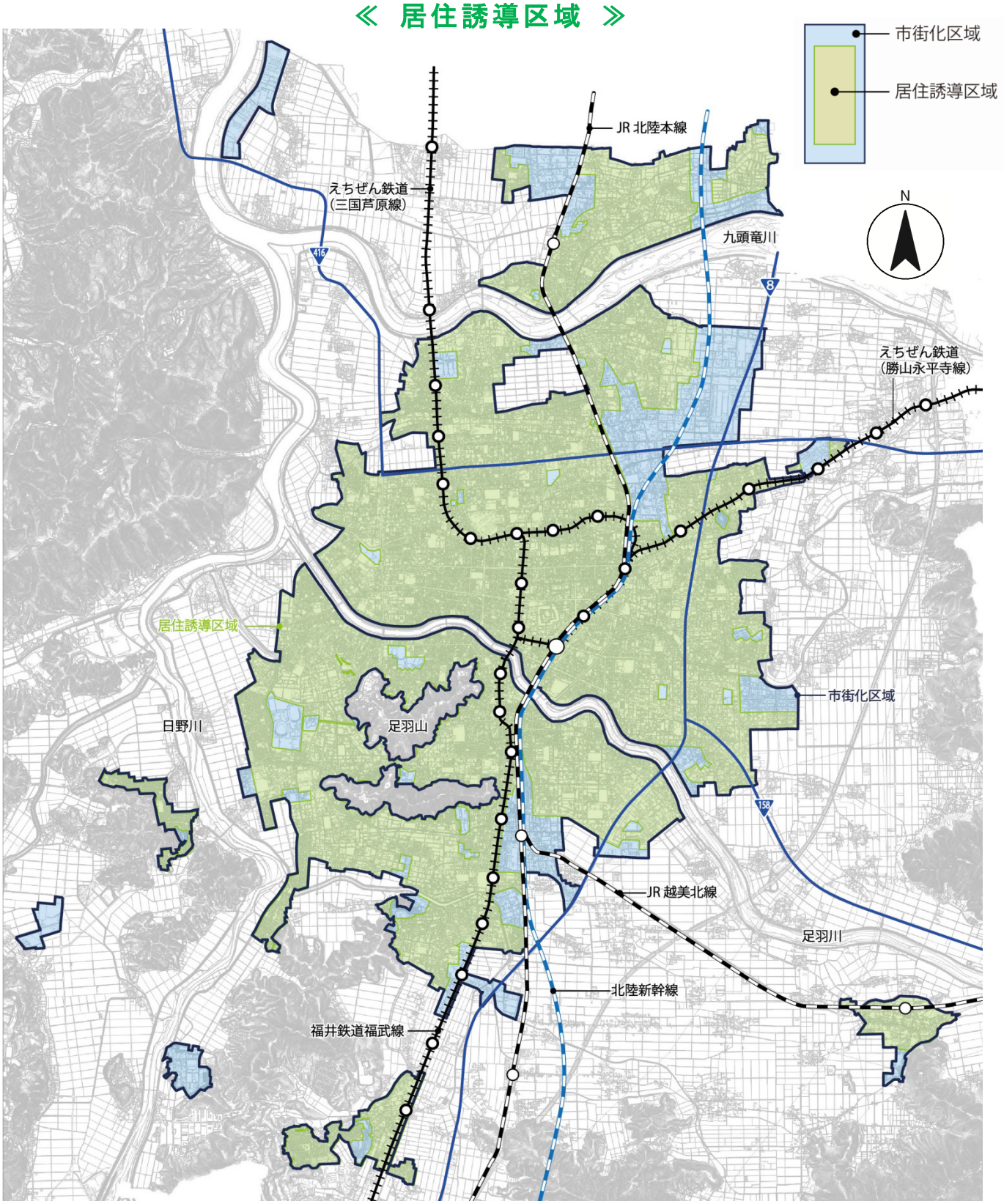

※区域の詳細については、都市計画課にてご確認ください。